

愛情表現の 夫婦財産契約なれど

結 婚前から持っていた財産は夫婦それぞれのもの。結婚してから稼いだ財産は稼いだ人のもの。はっきりしないものは夫婦共有財産。家事経費の債務は連帯責任。これが民法の原則です。

夫 夫婦間でした契約は、婚姻中、いつでも、夫婦の一方から取り消すことができる。これも民法の原則的な規定です。夫婦喧嘩は犬も食わない、ということなのでしょう。キツネとタヌキの化かし合いを奨励しているみたいです。

そ れでは、夫婦になる前に夫婦間契約をしておくとうなるのでしょうか。民法ではその婚姻前の契約を重視しており、その契約があれば冒頭の夫婦財産関係の原則を

変更できるものとしています。そして、夫婦の財産関係は、婚姻届出の後、これを変更することができない、とタガをはめています。

そ れで、「夫及び妻がその婚姻届出の日以後に得る財産は、それぞれの共有持分を2分の1とする」との夫婦財産契約をして登記したことに基づき、夫名義で得た収入の2分の1が夫及び妻それぞれの収入であるとして、税金の申告をした人がいます。

ア メリカでは夫婦合算課税というのはいすでに制度化されています。日本でも夫婦財産契約に基礎を置けば現行法下でも、もしかするとアメリカの夫婦合算課税制度と同じ法的効果を出すことができ

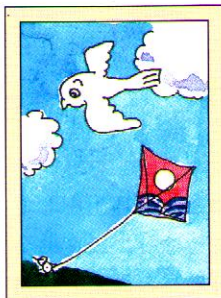
るのではないかと、という問題提起をしたわけです。

し かし、税務署の認めるところとはならず。最高裁まで争う裁判になりました。最終判決が出て、争いは決着しました。判決は、契約は自由だが、所得を2分の1づつにするという夫婦間契約は課税当局に対しては無効で、契約の意味は形成された財産の夫婦間帰属を決めるということではないとの判断を示し、国側に軍配を上げました。

こ れを承けて国税庁は、所得税課税後の財産の所有権が登記の契約により2分の1づつになるのかということについて、これを否定し、離婚や相続になったときに、その2分の1についても改めて所得税や相続税などの対象になる、との見解を示しています。

夫 婦財産契約登記は民法とは異なり、税の前では無力でした。

「訂正」12月号「注意した資本的支出の扱い」について、特例は、19年3月31日以前の償却資産に資本的支出をした場合は、取得価額に加算し、既存の償却方法で計算します。また、4月以降取得の定率法を採用している償却資産に資本的支出をした場合は、それぞれの帳簿価額の合計額を取得価額とし、翌事業年度開始日を取得日とします。以上、訂正いたします。



天才？ そんなものは決してない。
ただ勉強です。方法です。
不断に計画しているということです。

(フランスの彫刻家 ロダン)

1月の税務メモ

(国 税)

(地方税)

- 12月分源泉所得税の納付(特例適用者は7~12月分の半年分)
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間(予定)申告
- 法定調書の作成提出
- 源泉徴収票の受給者への交付

10日
31日
"
"
"
(地方条例による)

- 12月分個人住民税特別徴収分の納付
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間(予定)申告
- 個人住民税の第4期分納付
- 給与支払報告書の提出
- 償却資産(固定資産税)の申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。